

岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会ロゴマーク等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会ロゴマーク及びキャッチコピー(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等の使用目的)

第2条 ロゴマーク等の使用は、岡崎市民の徳川家康公や岡崎への愛着及び誇りを高めるとともに、岡崎のイメージの対外的な発信力を高めることを目的とする。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会(以下「協議会」という。)に属する。

(使用できる者)

第4条 何人も、第5条に定めるところによりロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 徳川家康公、協議会及び岡崎市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)が、法令又は公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (3) 宗教的、思想的又は政治的な要素を有していると認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (6) 使用者(使用者が法人である場合にあっては、当該使用者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (8) その他、その使用が著しく不適當であると会長が認める場合

(使用申請)

第5条 使用者は、あらかじめ岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会ロゴマーク等使用申請書兼誓約書(様式第1号)に必要な書類を添付して、岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、商品を除く次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 協議会が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で使用する場合

2 会長は、前項により提出された書類の審査を行い、承認する場合は使用者にデータを提供する。

3 前項によるデータの提供を受けた使用者は、申請内容のとおりロゴマーク等を使用することができる。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザインガイドマニュアルに定められた色、形等に従ってロゴマーク等を正しく使用すること。

(2) 使用者は、ロゴマーク等を使用した物品等の完成後、30日以内に当該物品等の完成品又は写真その他物品等の状況がわかる資料を添え、岡崎市徳川家康公顕彰推進協議会ロゴマーク等使用報告書(様式第2号)を会長に提出すること。

(3) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(4) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。

(5) 他者によるロゴマーク等の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに協議会に報告すること。

(6) 使用者はロゴマークのデータを適正に管理し、第三者に提供をしてはならない。

(7) その他各種法令を遵守すること。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(違反等に対する取扱い)

第8条 使用者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき又はこの要綱の規定に違反したときには、会長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求又は指示等によって使用者に損害が生じた場合においても、協議会はその責任を一切負わない。

(使用状況の報告等)

第9条 会長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用状況及び経済効果について報告を求め、又は調査することができるものとする。

2 会長から前項の報告等の求めがあった場合は、使用者はこれに協力をしなければならない。

(情報の公開)

第10条 会長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点から、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

(損失補償等の責任)

第11条 協議会は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 1 月 19 日から施行する。